

令和6年度大洲市立学校教育職員の 勤務時間削減のために

令和6年度大洲市立学校に係る業務改善計画

- 大洲市立学校における業務改善事業の実施
 - 働き方改革検討委員会の継続
 - 教育職員の意識の改革
 - 事務負担の軽減
 - 授業や指導等の負担軽減
 - 部活動の負担軽減
 - 県教育委員会、学校との連携
 - 保護者や地域との連携
 - その他
- 公立学校管理規則の改定及び周知

令和8年度末までに、時間外勤務が月80時間を超える教育職員を0にする。あわせて、45時間以内の教育職員を増やす。

令和5年度の1か月当たりの時間外勤務時間調査結果 (1月末現在)

学校種	職種 時間外勤務時間	全教育職員	校長	教頭	主幹教諭・ 教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭
小学校	令和3年度	42.5	27.5	62.9	44.0	37.4	30.1	37.9
	令和4年度	42.9	32.3	63.3	43.0	37.4	41.4	32.1
	令和5年度	44.9	33.3	66.7	46.9	34.5	39.8	71.5
中学校	令和3年度	55.7	30.0	64.2	61.4	45.1	28.4	
	令和4年度	57.9	34.6	63.8	61.9	44.6	43.5	
	令和5年度	59.3	37.8	66.8	64.7	47.1	41.1	

教育委員会・地域・諸団体の連携

- 大洲市PTA連合会への協力の要請
- 教職員OBへの支援の要請
- 公民館を通じた地域への周知と啓発
- 市広報等による市民への啓発
- 地域学校協働活動推進員の配置の検討

市公立学校管理規則での規定

- 時間外勤務時間の上限の範囲
 - 1箇月について45時間を超えないこと
 - 1年間について360時間を超えないこと
- 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の時間外勤務時間の上限
 - 1箇月について100時間を超えないこと
 - 1年間について720時間を超えないこと
 - 連続する複数月(2箇月から6箇月)の1箇月当たりの平均が80時間を超えないこと
 - 1箇月の在校等時間が45時間を超えて業務を行う月は1年間に6月まで
- 1年単位の変形労働時間制の整備と運用
- 教育職員の職務の規定

教育職員の時間外勤務時間を短縮するための主要施策

- 「大洲市立学校における業務改善事業」の推進
- 学校における働き方改革に関する教育職員への啓発と意識改革
- 学校閉庁日及び定時退庁日の設定
- ICT機器等の効果的な活用法の研究及び支援
- 登下校指導への地域住民や教職員OB、地域の企業等の活用
- 各種提出書類の整理統合及び押印の廃止と電子化
- 会議等のペーパーレス化
- スクール・サポート・スタッフの効果的な活用法の研究の推進
- オンライン会議等の活用
- タブレットを活用した学習の充実と家庭連絡等への活用